# 令和 2 年 6 月 3 0 日

## ○条例

小田原市観光交流センター条例

小田原市生産緑地地区の区域の規模の特例に関する条例

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市公衆便所条例の一部を改正する条例

小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

## ○規則

小田原市観光交流センター指定候補者選定委員会規則

小田原市公印規則の一部を改正する規則

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

酒匂市民集会施設用地活用事業者選定委員会規則を廃止する規則

小田原市観光交流センター条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月30日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第28号

小田原市観光交流センター条例

(設置)

第1条 観光資源の活用を図る拠点として観光に関する情報の発信及び提供、地域の文化、歴史、伝統等の体験の場の提供等を行うことにより、市民と来訪者との交流の促進及び地域の活性化を図るとともに、まちなかの回遊性の向上及び地域経済の振興に寄与するため、小田原市観光交流センター(以下「観光交流センター」という。)を小田原市本町一丁目7番50号に設置する。

(施設)

**第2条** 観光交流センターに、観光案内施設、にぎわい広場、イベントスペースその他の施設を設置する。

(事業)

- 第3条 観光交流センターは、次に掲げる事業を行う。
  - (1) 観光に関する情報の発信及び提供に関すること。
  - (2) 地域の特産物の紹介等に関すること。
  - (3) 地域の文化、歴史、伝統等の体験の機会の提供に関すること。
  - (4) 市民と来訪者との交流活動の機会の提供に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

**第4条** 観光交流センターの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの (以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

- **第5条** 指定管理者が行う観光交流センターの管理の業務の範囲は、次のとおりとする。
  - (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
  - (2) 観光交流センターの使用の許可に関すること。
  - (3) 観光交流センターの維持管理に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(開館時間)

- 第6条 観光交流センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の 承認を得て臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

- 第7条 観光交流センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の 承認を得て臨時に休館し、又は開館することができる。

(施設の使用許可)

- **第8条** 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定 管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、 同様とする。
- 2 前項の許可(以下「使用許可」という。)により連続して施設を使用することができる期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
  - (1) にぎわい広場 7日以内
  - (2) イベントスペース 1日以内
- 3 指定管理者は、使用許可をするに当たり、管理上必要があると認めるときは、その 使用について条件を付することができる。
- 4 指定管理者は、使用許可の申請があった場合において、当該申請に係る使用が次の 各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないことができる。
  - (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
  - (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、観光交流センターの管理上支障があると認めるとき。 (利用料金)
- 第9条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、指定管理者に施設の利用 に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。
- 2 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、 この限りでない。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額(付帯設備の利用料金にあっては、規則で定める額)の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。
- 4 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金を定めたときは、速やかに、これ を告示するものとする。

- 5 利用料金は、指定管理者に当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 (利用料金の減免)
- 第10条 指定管理者は、市長の定める基準に従い必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

- **第11条** 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。
  - (1) 使用者の責めに帰さない理由により施設又は設備を使用することができないとき。
  - (2) 使用者が、使用の日の10日前までに、使用許可を受けた事項の変更を申請して 指定管理者が許可したとき又は使用の取りやめを申し出たとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。 (使用許可の取消し等)
- **第12条** 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を 取り消し、又は使用を中止させることができる。
  - (1) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
  - (2) 第8条第3項の条件に違反したとき。
  - (3) その使用が第8条第4項第1号又は第2号に該当するに至ったとき。
  - (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、観光交流センターの管理上支障があると認められるとき。
- 2 前項の規定により使用許可を取り消され、又は使用を中止させられ、それによって使用者に損害が生じた場合においても、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(目的外使用等の禁止)

第13条 使用者は、許可を受けた使用目的以外の目的で施設若しくは設備を使用し、 又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

**第14条** 使用者は、使用する施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の 承認を受けなければならない。

(原状回復)

- 第15条 使用者は、施設若しくは設備の使用を終えたとき又は第12条第1項の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用を中止させられたときは、直ちに原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。(入館の制限)
- **第16条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、観光交流センターへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。
  - (1) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者
  - (2) 施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、観光交流センターの管理上支障があると認められる者 (販売行為等の禁止)
- **第17条** 何人も、許可なく観光交流センターの敷地内において、物品の販売、広告、 宣伝、寄附募集その他これらに類する行為をしてはならない。

(損害賠償)

- **第18条** 使用者又は入館者は、観光交流センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失した場合において、原状回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。 (委任)
- **第19条** この条例に定めるもののほか、観光交流センターの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条の規定による指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 観光交流センターの施設の使用のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行 前においても行うことができる。
- 別表 (第8条、第9条関係)

区分	金額
にぎわい広場	1日につき13,000円
イベントスペース	1時間につき1,700円

備考 入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は物品の販売をする場合にお ける利用料金の額は、規定料金に2を乗じて得た額とする。 小田原市生産緑地地区の区域の規模の特例に関する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 小田原市条例第29号

小田原市生産緑地地区の区域の規模の特例に関する条例

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第2項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、次に掲げる区域内にある農地等に係るものを除き、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

- (1) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第2項第2号に規定する 居住誘導区域及び同項第3号に規定する都市機能誘導区域
- (2) 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第8条第1項第1号の工業専用地域
- (3) 都市計画法第20条第1項の規定により告示された小田原都市計画地区計画羽根尾地区地区計画の区域(前号に掲げる区域を除く。)
- (4) 都市計画法第20条第1項の規定により告示された小田原都市計画地区計画鬼柳地区地区計画の区域

# 附則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月30日

小田原市長 守 屋 輝 彦

# 小田原市条例第30号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部酒匂市民集会施設用地活用事業者選定委員会の項を削り、同部小田原市 技能者表彰審査委員会の項の次に次のように加える。

小田原市観光	小田原市観光交流センターの指定管理者の候	
交流センター	補者の選定等に関する事項につき、市長の諮	
指定候補者選	問に応じて審査し、その結果を報告し、及び	6人以内
定委員会	必要と認める事項について意見を具申するこ	
	と。	

# 附則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

### 小田原市長 守 屋 輝 彦

### 小田原市条例第31号

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成2年小田原市条例第2号)の一部を 次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(感染症接触手当の特例)

- 6 当分の間、職員が、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、感染症接触手当を支給する。この場合においては、第18条の規定は、適用しない。
- 7 前項の感染症接触手当の額は、作業の種類に応じ、作業に従事した日1日(交替制 勤務者にあっては、作業に従事した1勤務)につき、4,000円以内において規則 で定める額とする。

### 附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第6項及び第7項の規定は、令和2年1月27日から適用する。

小田原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 小田原市条例第32号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例(平成12年小田原市条例第8号)の一部を次のように改正する。 第24条中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第22号までを 1号ずつ繰り上げる。

第25条第1項中「同条第21号」を「同条第20号」に改め、同条第3項中「前条第17号」を「前条第16号」に改め、同条第4項中「前条第18号」を「前条第17号」に改め、同条第5項中「前条第19号」を「前条第18号」に改め、同条第8項中「前条第20号」を「前条第19号」に改める。

第26条中「第24条第18号」を「第24条17号」に改める。

第27条中「第15号」を「第14号」に改める。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市公衆便所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月30日

小田原市長 守 屋 輝 彦

# 小田原市条例第33号

小田原市公衆便所条例の一部を改正する条例

小田原市公衆便所条例(昭和39年小田原市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表慰霊塔北側公衆便所の項を削る。

# 附則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。

小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月30日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市条例第34号

小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の 確保に関する条例の一部を改正する条例

小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成24年小田原市条例第25号)の一部を次のように改正する。

題名、目次及び第1条中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第2条第3号中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、「(以下「受水槽」という。)」を削り、同条第6号中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第9条第1項中「、1年以内ごとに1回」を削り、「定期の」を「毎年1回以上定期 に、」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

### 第3章 小規模貯水槽水道

第12条及び第13条中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第14条第1項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、同項第1号中「受水槽」を「水槽」に、「1年以内ごとに1回、」を「毎年1回以上」に改め、同項第2号中「受水槽」を「水槽」に改め、同条第2項本文中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、「、1年以内ごとに1回」を削り、「により、」の次に「毎年1回以上定期に、」を加え、同項ただし書中「当該小規模受水槽水道の受水槽」を「水道事業の用に供する水道からの水の供給を受けるために設けられる水槽」に、「である場合は」を「の小規模貯水槽水道については」に改め、同条第3項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第15条第5項及び第6項並びに第17条第2項中「小規模受水槽水道」を「小規模

貯水槽水道」に改める。

# 附則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

### 小田原市長 守 屋 輝 彦

### 小田原市条例第35号

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

小田原市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年小田原市条例第42号)の一部を 次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日(以下「事故発生日」という。)に」に改め、 同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しく は負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確 定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第4条の4第5項第2号及び第6項並びに第5条第7項第2号及び第8項中 「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中

Γ	円	円	円	
	12,400	13,300	14,200	,
	10,600	11,500	12,400	を
	8,800	9,700	10,600	

Γ	円	円	円
	12,440	13,320	14,200
	10,670	11,550	12,440
	8, 900	9, 790	10,670

に改め、同表備考1中

「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である 疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生 日」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 改正後の第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由 の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病 補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」 という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年 金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年 金等については、なお従前の例による。

小田原市観光交流センター指定候補者選定委員会規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 小田原市規則第53号

小田原市観光交流センター指定候補者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第 2条の規定に基づき設置された小田原市観光交流センター指定候補者選定委員会(以 下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、小田原市観光交流センターの指定管理者の候補者の選定等に関する 事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項 について意見を具申するものとする。

(委員)

- 第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 前条に規定する事項に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する者
  - (2) 経済部の職員
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員は、委員会に諮問された事項に関する審査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するとこ るによる。

(関係者の出席)

**第6条** 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者 の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(除斥)

- **第7条** 委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族の利害に関係のある事案については、 その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出 席し、発言することができる。
- 2 前項の規定により委員長が議事に加わることができない場合には、その議事に限り、 第4条第3項に規定する委員長があらかじめ指名する委員が、委員長の職務を行う。 (秘密の保持)
- **第8条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の事務は、経済部観光課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が 委員会に諮って定める。

附則

小田原市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月30日

小田原市長 守 屋 輝 彦

を

## 小田原市規則第54号

小田原市公印規則の一部を改正する規則

小田原市公印規則(昭和29年小田原市規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

健康保険及び介護保険被保険者証 被保険者確認用並びに住民基本台 帳カード、個人番号の通知カード 及び個人番号カード記載事項訂正 用

国民健康保険被保険者証用、国民

小田原市印

国民健康保険被保険者証用、国民 健康保険及び介護保険被保険者証 被保険者確認用並びに住民基本台 帳カード及び個人番号カード記載 事項訂正用

に改める。

小田原市印

# 附則

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月30日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第55号

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成2年小田原市規則第2号) の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(感染症接触手当の特例)

- 6 条例附則第6項の規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。
  - (1) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業、これらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準ずると認められる作業
  - (2) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う作業、新型 コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着している疑いのある物件に接触 して行う作業その他これらに準ずると認められる作業(前号に該当する作業を除 く。)
- 7 条例附則第7項の規則で定める額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各 号に定める額とする。
  - (1) 前項第1号に掲げる作業 1日(交代制勤務者にあっては、1勤務。次号において同じ。) につき4,000円
  - (2) 前項第2号に掲げる作業 1日につき3,000円

#### 附則

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 小田原市規則第56号

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

生活困窮者自立支援法施行細則 (平成27年小田原市規則第17号) の一部を次のように改正する。

様式第1号中「この証明書の有効期限は、入居予定日の1か月後までとします。」を 削る。

様式第2号中

- 「1 この報告書は、入居日から7日以内に、住居確保給付金支給申請の手続を行った小田原市福祉事務所(自立相談支援機関)に、入居した賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して提出してください(郵送可)。
  - 2 住居確保給付金の支給の対象となった賃貸住宅に入居しない場合又は支給期間 内に退去する場合は、既に支給した給付の返還義務が生じることがあります。入 居できない又は退去しなければならないやむを得ない事情が発生した場合は必ず 事前に小田原市福祉事務所(自立相談支援機関)に相談してください。

を削る。

様式第3号(表面)中「(表面)」を削り、

「3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。

を

「3 支給方法

に改め、同様式(裏面)を削る。

様式第5号中「・収入見込額が確認できる書類」及び

「この報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を毎月提出してください。

を削る。

様式第6号中

「1 家賃変更の場合

変更契約書等家賃の変更を証する書類

- 2 収入減少の場合(賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が 確認できる書類の写し
- 3 転居した場合
  - ・貸主の責又は自立相談支援機関等の指導による転居であることが確認できる書 類の写し
  - ・入居住宅に関する状況通知書
  - ・転居先の賃貸借契約書等の写し

を削る。

様式第7号中「変更支給額 月額 円」を 「平成 年 「 年 「変更内容」に、 を に改める。 平成 年」 年

様式第8号中

「・職業訓練受講給付金事前審査通知書(該当)の写し

を削る。

・選考結果通知書の写し

様式第9号中「職業訓練受講給付金を受給する予定であるため」及び

- 「1 停止期間中に常用就職した場合には、常用就職届 (様式第5号) を小田原市福 祉事務所(自立相談支援機関)に提出して下さい。
  - 2 職業訓練受講給付金の受給終了後、残月分の住居確保給付金の支給を受けることが可能です。希望する場合は、訓練終了日までに、「住居確保給付金支給再開届」(様式第10号)を小田原市福祉事務所(自立相談支援機関)に提出して下さい。
  - 3 訓練終了日までに「住居確保給付金支給再開届」(様式第10号)の提出がない場合、中止決定を行う場合があります。

を削る。

様式第10号中

- 「・届出時に居住している住宅の契約書の写し
  - ・職業訓練受講給付金が不支給となった者については、公共職業安定所から送付を 受けた「職業訓練受講給付金不支給決定通知書」

を削る。

様式第13号(表面)中「(表面)」を削り、「裏面」を「別記」に改め、同様式 (裏面)を削る。

様式第14号(表面)中「(表面)」を削り、

「3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。

を

「3 支給方法

に改め、同様式(裏面)を削る。

## 附則

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月30日

小田原市長 守 屋 輝 彦

# 小田原市規則第57号

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則 小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和44年小田原市規則第1号)の 一部を次のように改正する。

別表第4常時介護を要する状態の項中「165, 150円」を「166, 950円」に、「70, 790円」を「72, 990円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「82, 580円」を「83, 480円」に、「35, 400円」を「36, 500円」に改める。

## 附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表第4の規定は、令和2年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

酒匂市民集会施設用地活用事業者選定委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月30日

小田原市長 守 屋 輝 彦

# 小田原市規則第58号

酒匂市民集会施設用地活用事業者選定委員会規則を廃止する規則 酒匂市民集会施設用地活用事業者選定委員会規則(平成31年小田原市規則第7号) は、廃止する。

# 附則